

令和2年10月28日

各位

岐阜市長 柴橋 正直
(公 印 省 略)

東部クリーンセンター旧粗大ごみ処理施設解体工事
に係る技術提案書の提出依頼について

標記工事の入札について、総合評価落札方式を適用するため、下記要領により技術提案書を作成し提出してください。

記

1. 工事の概要

- (1) 工事名 東部クリーンセンター旧粗大ごみ処理施設解体工事
- (2) 工事場所 岐阜市芥見6丁目368番地
- (3) 工事内容 旧粗大ごみ処理施設解体 N=1棟
解体工事 N=1式
鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 4253.81㎡
付帯工事 N=1式
- (4) 工事完成期限 令和4年3月15日
- (5) 余裕期間の有無 有
- (6) 工事着手日 令和3年4月5日
- (7) 資料 設計図書一式
- (8) 本工事は入札に際して施工計画等に関する技術提案書を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する。

2. 技術提案書の提出

(1) 提出方法

様式第1号(第6条関係)を電子入札システム又は紙方式で提出(電子入札システムによる提出の場合は、代表者の押印は不要。)すること。紙方式の場合、郵送又は岐阜市行政部契約課請負係まで持参すること。その際、様式第1号のコピーを1部添付すること。契約課で受領確認の受付印を押印後、FAXにて返信する。

技術提案書の提出がない場合、その者のした入札は無効とする。

(2) 提出期間

令和2年10月28日(水)から令和2年11月9日(月)まで

ただし、岐阜市の休日を定める条例(平成元年岐阜市条例第45号)に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。受付時間は9時から17時まで。ただし、正午から13時までを除く。

(3) 落札候補者となった者は、指定する日までに技術提案書内容確認申告書(様式第5号(第10条関係))に、技術提案書の内容を確認できる書類(以下「技術確認書類」という。)を袋とじて割り印を押し、郵送又は持参すること。

(4) 郵送方法

別紙「入札(見積)書類の提出等について」のとおり、提出期限の前開庁日の16時までに到着するよう郵送すること。

3. 技術提案書作成時の注意点

作成する技術提案書の評価内容は、「4. 総合評価に関する事項」のとおりとし、次の事項に留意して作成すること。

- ・ 「同種工事施工実績」について、受注形態が共同企業体である場合の施工実績は、出資比率30%以上のものを実績とみなす。
また、技術提案書提出時に配置予定技術者が特定できない場合、資格等の要件を満たす複数の候補者のうち評価が最も低いもので評価する。
※ 実際の施工にあたって技術提案書に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。
- ・ 直近1か年度とは令和元年度を指し、直近2か年度とは平成30年度から令和元年度までを指し、直近3か年度とは平成29年度から令和元年度までを指し、直近5か年度とは平成27年度から令和元年度までを指し、直近10か年度とは平成22年度から令和元年度までを指す。
- ・ 技術提案書にチェックがないなど明確に判断できない項目は、最も低い評価とする。

4. 総合評価に関する事項

(1) 技術的能力の評価基準等

次表の審査項目及び評価基準に基づく審査を行い、標準点に加点する。

ア

審査項目	評価項目及び留意事項	評価基準	配点	得点
施工能力	<p>[安全対策]</p> <p>■ 評価項目 労働安全衛生分野表彰歴及び工事事務等による資格停止措置の有無。</p> <p>■ 留意事項 ○「労働安全衛生分野表彰歴」は以下のとおりとする。 ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰 ・厚生労働省労働基準局長が行う建設事業無災害表彰（岐阜県内工事に限る） ・厚生労働省労働基準局長が発行した無災害記録証 ○安全衛生に係る功労者に対する厚生労働大臣表彰・岐阜労働局長表彰については、被表彰者が、入札参加者の現役の社員である場合に該当。</p> <p><技術確認書類> ・労働安全衛生分野表彰歴を証明できる書類（表彰状の写し等） ・安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・岐阜労働局長表彰については、被表彰者と入札参加者の関係が分かる資料</p>	過去に労働安全衛生分野表彰歴あり、かつ入札公告日の属する年度及び直近3か年度に岐阜市からの工事事務等による資格停止措置なし	2	/2
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ入札公告日の属する年度及び直近3か年度に岐阜市からの工事事務等による資格停止措置なし、若しくは過去に労働安全衛生分野表彰歴あり、かつ入札公告日の属する年度及び直近3か年度に岐阜市からの工事事務等による資格停止措置あり	0	
		過去に労働安全衛生分野表彰歴なし、かつ入札公告日の属する年度及び直近3か年度に岐阜市からの工事事務等による資格停止措置あり	-2	
[環境配慮]	<p>■ 評価項目 ISO9001及びISO14001認証取得の有無。</p> <p>■ 留意事項 ○認証範囲に申請者の事業所が含まれている（入札参加する営業所が認証されている）場合に限る。</p> <p><技術確認書類> ・ISO9001及びISO14001の認証書（付属書を含む）、登録者名、住所、適用規格、認証範囲、有効期限などの記載がある資料の写し。</p>	ISO9001並びにISO14001を取得済	2	/2
		ISO9001又はISO14001のいずれかを取得済	1	
		取得なし	0	

審査項目	評価項目及び留意事項	評価基準	配点	得点
企業能力	<p>[工事成績評定点]</p> <p>■ 評価項目 工事成績評定点の平均点。実績のない年度は65点とする。(岐阜市(上下水道事業部及び市民病院含む)発注の解体工事(解体工事及びとび・土工・コンクリート工事(平成28年5月31日以前)で発注された工事のうち解体工事)。</p> <p>■ 留意事項 ○ 直近5か年度に完成引渡し済んだ岐阜市発注の解体工事(解体工事及びとび・土工・コンクリート工事(平成28年5月31日以前)で発注された工事のうち解体工事)にかかる工事成績評定点の平均を算出すること</p> <p><技術確認書類> ・様式第6号に該当する全ての工事成績評定点を記載し、記載した順番に工事成績評定結果通知書の写しを添付すること。</p>	平均点が75点以上	2	/2
平均点が70点以上75点未満	1			
平均点が65点以上70点未満	0			
平均点が65点未満	-2			
	<p>[同種工事施工実績]</p> <p>■ 評価項目 直近10か年度に完成引渡し済んだ県内公共工事で、請負金額5,000万円以上の解体工事の元請施工実績の有無。 ※ 岐阜市発注工事については、工事成績65点未満のものは、実績として認めない。</p> <p>■ 留意事項 ○ 受注形態が特定建設工事共同企業体である場合の施工実績は、出資比率30%以上の場合のみ施工実績として認め、その出資比率を乗じた値とする。 ○ 他工種の工事が含まれる場合は、解体工事に係る部分が5,000万円以上であること。また、必要に応じて、別途資料の提出を求めることがある。</p> <p>○ 技術提案書記入要領 ・金額の高い順に3件まで記載する。 ・工事名 : 受注工事名とする。 ・発注者名 : 具体的に記入する。 ・施工場所 : 具体的に記入する。 ・契約金額 : 千円単位で記入する(切捨て)。 ・工期 : 工期を記入する。</p>	施工実績が3件以上ある	2	/2
施工実績が2件ある	1			

	<p><技術確認書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事内容を確認できる資料（契約書又はCORINSの登録内容確認書（工事カルテ）の写し ・他の工種が含まれる場合、工事の内訳・金額が確認できる書類 ・特定建設工事共同企業体で施工した工事については、協定書の写し等出資比率が確認できる資料 ・CORINS登録がない工事を実績とする場合、同種工事の施工実績を確認できる書類 	上記以外	0	
--	--	------	---	--

ウ

審査項目	評価項目及び留意事項	評価基準	配点	得点
配置予定技術者の能力	<p>[技術者の工事成績評定点]</p> <p>■ 評価項目 工事成績評定点から70を引いた点数の累計。 （岐阜市（上下水道事業部及び市民病院含む）発注、解体工事（解体工事及びとび・土工・コンクリート工事（平成28年5月31日以前）で発注された工事のうち解体工事）。 例：評定点（72、69、73）の場合→（2、0、3）累計5点</p> <p>■ 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直近5か年度に完成引渡し済んだ、監理技術者又は主任技術者として配置された岐阜市発注（上下水道事業部及び市民病院含む）の解体工事（解体工事及びとび・土工・コンクリート工事（平成28年5月31日以前）で発注された工事のうち解体工事）にかかる工事成績評定点から70を引いた点数の累計を算出すること。 ○ 工期の途中で技術者を交代していた場合、工事の主たる工種を担当した技術者について評価する。 <p><技術確認書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第7号に該当する全ての工事成績評定点を記載し、記載した順番に工事成績評定結果通知書の写しを添付すること ・従事時の役職内容が確認できる資料（CORINSの登録内容確認書（工事カルテ）等）の写し ・工期の途中で技術者を交代していた場合、その技術者が担当した工種、期間が確認できる資料 	65点未満の評定点がなく、累計2点以上	2	/2
		65点未満の評定点がなく、累計1点以上	1	
		65点未満の評定点がなく、累計0点又は工事实績がない	0	
		65点未満の評定点がある	-2	

	<p>[技術者の同種工事施工実績]</p> <p>■ 評価項目</p> <p>直近10か年度に完成引渡し済んだ県内公共工事の監理技術者又は主任技術者、現場代理人、特定建設工事共同企業体の構成員である主任技術者として配置された工事で、請負金額5,000万円以上の解体工事の元請施工実績有無。(解体工事に限る)</p> <p>※ 岐阜市発注工事については、工事成績65点未満のものは、実績として認めない。</p> <p>■ 留意事項</p> <p>○ 受注形態が特定建設工事共同企業体である場合の施工実績は、出資比率30%以上の場合のみ実績として認め、その出資比率を乗じた値とする。</p> <p>○ 工期の途中で技術者を交代していた場合における施工実績は、担当した期間を工期で除した割合を乗じた値とする。</p> <p>○ 配置予定技術者を複数名記載することもできるが、評価は実績・資格等の評価が最も低いと判断される者の評価値をもって「配置予定技術者の能力」の評価値とする。</p> <p>○ 「岐阜市低入札価格調査要綱第11条」における追加配置技術者の場合は対象としない。</p> <p>○ 他工種の工事が含まれる場合は、解体工事にかかる部分の金額が5,000万円以上であること。また、必要に応じて、別途資料の提出を求めることがある。</p> <p>○ 技術提案書記入要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事名 : 受注工事名とする。 ・発注者名 : 具体的に記入する。 ・施工場所 : 具体的に記入する。 ・契約金額 : 千円単位で記入する(切捨て)。 ・工期 : 工期を記入する。 ・従事期間 : 従事期間を記入する。 <p><技術確認書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事内容及び従事時の役職内容を確認できる資料(CORINSの登録内容確認書(工事カルテ)等)の写し ・工期の途中で技術者を交代していた場合、その技術者が担当していた期間が確認できる資料 	<p>施工実績が2件以上ある</p>	<p>1</p>	
		<p>施工実績が1件ある</p>	<p>0.5</p>	<p>/1</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・他の工種が含まれる場合、工事の内訳・金額が確認できる書類 ・特定建設工事共同企業体で施工した工事については、協定書の写し等出資比率が確認できる資料 ・CORINS 登録がない工事を実績とする場合、同種工事の施工実績を確認できる書類 	上記以外	0	
	<p>[技術者の保有資格]</p> <p>■ 評価項目 配置予定技術者が保有する資格の有無。</p> <p><技術確認書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者が保有する資格を確認できる書類 	監理技術者の資格取得後、5年以上の経験を有する者	2	/2
		監理技術者の資格取得後、3年以上の経験を有する者	1	
		上記以外	0	
	<p>[若手・女性技術者の育成・確保]</p> <p>■ 評価項目 公告日時点で40歳未満の技術者又は女性技術者の配置の有無及び継続的雇用の有無。</p> <p><技術確認書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当者が従業員であることを証明できる書類（健康保険証）の写し。 ・該当者の継続雇用が確認できる書類の写し。 ・該当者が女性技術者の場合は、性別が確認できる書類（健康保険証、パスポート等）の写し 	3年以上継続雇用している、40歳未満の技術者又は女性技術者を監理技術者として配置する	2	/2
		40歳未満の技術者又は女性技術者を監理技術者として配置する	1	
		上記以外	0	

審査項目	評価項目及び留意事項	評価基準	配点	得点
地域要件	<p>[市内業者への下請率]</p> <p>■ 評価項目 当該工事の市内業者の下請状況（一次下請）。</p> <p>■ 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本工事の一次下請金額について市内業者の下請率を算出する。 ○ 市内業者とは、岐阜市内に本店を有する企業を示す。 ○ 実際の施工にあたって、下請の変更があった場合、記載した市内業者の下請率を下回らないこと。 ○ 申告した下請率が不履行の場合、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行う場合がある。 <p><技術確認書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第8号に工種、市内下請業者名、住所、一次下請予定金額を記載し提出。 	一次下請金額の市内業者活用率が90%以上	3	/3
		一次下請金額の市内業者活用率が75%以上90%未満	2	
		一次下請金額の市内業者活用率が60%以上75%未満	1	
		一次下請金額の市内業者活用率が60%未満	0	
地域要件	<p>[災害協定参加等]</p> <p>■ 評価項目 災害協定等への参加や同等の活動実績の有無。</p> <p>■ 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 岐阜市と災害時の応急対策に関する協定等を締結している団体への加入の有無、直近10か年度までの市内における同等の活動実績の有無及び岐阜市内の地元自治会等との協定等締結の有無により判断する。 <p><技術確認書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市との災害時応援協力に関する協定等への参加が確認できる書類 ・協定等へ参加している各協会等からの証明書 ・「直近10か年度での市内における同等の活動実績」の場合、その活動内容が確認できる書類 ・岐阜市内の自治会等との協定書等の写し 	岐阜市との協定等を締結している団体の会員、又は直近10か年度での市内における同等の活動実績あり	2	/2
		岐阜市内の自治会等との協定等を締結している	1	
		参加なし、かつ活動実績なし	0	

<p>[ボランティア活動]</p> <p>■ 評価項目</p> <p>直近1か年度の岐阜市アダプト・プログラム“ぎふまち育て隊”への活動実績の有無。 (活動団体として覚書を締結し、かつ前年度の活動実績を遅延なく提出していること。)</p> <p><技術確認書類></p> <p>・覚書の写し、直近1か年度の活動実績報告書</p> <p>なお、活動実績証明書は、活動日、活動場所、活動内容、参加人数が確認できるものであること。</p>	<p>ボランティア活動実績あり</p>	<p>1</p>	<p>/1</p>
	<p>活動実績なし</p>	<p>0</p>	
<p>[ぎふし共育・女性活躍企業認定]</p> <p>■ 評価項目</p> <p>ぎふし共育・女性活躍企業認定の有無。</p> <p>■ 留意事項</p> <p>○ 公告日時点で有効期間内であること。</p> <p><技術確認書類></p> <p>・ぎふし共育・女性活躍企業の認定証の写し</p>	<p>認定有り</p>	<p>1</p>	<p>/1</p>
	<p>認定なし</p>	<p>0</p>	
<p>[岐阜市消防団・水防団への協力状況] (1) 常勤雇用の従業員に対する団員数</p> <p>■ 評価項目</p> <p>社内規定で団活動に対して協力する旨の明記の有無、かつ常勤雇用の従業員数に応じた団員数の確保。</p> <p>■ 留意事項</p> <p>○ 常勤雇用の従業員数とは、本店として登録されている所在地を管轄する年金事務所に、直近の7月1日の状況で提出した「報酬月額算定基礎届」に記載した人数とする。</p> <p><技術確認書類></p> <p>・団活動に協力する社内規定の該当箇所の写し</p> <p>・直近の7月1日の状況で年金事務所に提出</p>	<p>社内規定で団活動に対して協力する旨の明記があり、かつ常勤雇用の従業員数に応じた団員(下記)を確保している</p> <p>・常勤雇用の従業員数 19人以下の場合 消防団員または水防団員を合計1名以上</p> <p>・常勤雇用の従業員数 20～49人以下の場合 消防団員または水防団員を合計3名以上</p> <p>・常勤雇用の従業員数 50人以上の場合 消防団員または水防団員を合計6名以上</p>	<p>1</p>	<p>/1</p>

	した「被保険者報酬月額算定基礎届」の写し ・消防団員、水防団員を確認できる書類 ・該当者が従業員であることを証明できる書類（健康保険証）の写し	社内規定で団活動に対して協力する旨の明記があり、かつ常勤雇用の従業員数に応じた団員（下記）を確保している ・常勤雇用の従業員数 19 人以下の場合 消防団員なし 水防団員なし ・常勤雇用の従業員数 20～49 人以下の場合 消防団員または水防団員を合計 1 名以上 ・常勤雇用の従業員数 50 人以上の場合 消防団員または水防団員を合計 3 名以上	0.5	
		上記以外	0	
	(2) 岐阜市消防団協力事業所認定 ■ 評価項目 岐阜市消防団協力事業所認定の有無。 ■ 留意事項 ○ 公告日時点で有効期間内であること。 <技術確認書類> ・消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し。	認定有り	0.5	/0.5
		認定なし	0	
				/23.5

(2) 総合評価及び入札の評価方法

- ① 評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点(100点)を与え、さらに技術提案書の内容に応じ、加算点を与える。
- ② 総合評価は、標準点と(1)「技術的能力の評価基準等」によって得られる加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札し、次のア、イの要件に該当する者のうち(2)「総合評価及び入札の評価方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を候補者として、(4)の確認ののち落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときはア、イの要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 加算点の確認

技術提案書の加算点については、(3)①で評価値の最も高い者(落札候補者)のみ、期限内に提出された技術確認書類により確認する。

技術確認書類により、技術提案書に記載された内容が確認できない又は誤っている場合は、技術提案書の評価を上限として技術確認書類で確認できる範囲で評価を行い、加算点及び評価値の訂正を行う。

評価値訂正の結果、評価値の最も高い者が変わる場合は、新たに評価値が最も高くなった者に技術確認書類を提出させ、加算点の確認を行う。

(5) 技術確認書類の提出

- ① 技術確認書類は、技術提案書内容確認申告書の評価項目順に添付すること。また、提出部数は1部とする。
- ② 技術確認書類の差し替えは、誤記の訂正等軽微なものに限り、提出の日を含め3日(休日を含まない)以内とする。

(6) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、履行状況について検査を行う。受注者の責めにより入札時の評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を3点減ずる。

なお、技術提案書に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は8.(3)等の扱いとする。

5. 契約変更の取扱い

契約締結後、やむを得ない事由により条件変更の必要な状況が生じた場合は、契約変更の対象とし、技術提案書に基づき作成された施工計画の内容の見直しを行うものとする。

6. 苦情申立て

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に書面により、市長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

- (2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。

7. 再苦情申立て

- (1) 6.(2) 非落札理由の説明に不服がある者は、それぞれの説明に係る書面を受け取った日から7日(休日を含まない。)以内に書面により、市長に対して再苦情を申し立てることができる。再苦情申立てについては岐阜市入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間
 - ① 受付窓口 : 岐阜市役所行政部契約課 審査係
〒500-8701 岐阜市今沢町18番地
TEL 058-214-2951
 - ② 受付期間 : 休日を除く9時から17時まで。ただし、正午から13時までを除く。

8. 実施上の留意事項

- (1) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術提案書は、技術審査以外に提出者に無断で使用することはない。
- (3) 技術提案書に虚偽の記載をした者及び開札後辞退した者は、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領(昭和62年3月27日決裁)に基づく資格停止措置を行うことがある。
また、資料に虚偽の記載をした者による入札及び説明事項、岐阜市競争入札心得(平成10年10月1日決裁)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。
- (4) 提出された技術提案書の差し替えは、誤記の訂正等軽微なものに限り、提出の日を含め3日(休日を含まない。)以内とする。
- (5) 提出された技術提案書は、返却しない。
- (6) 本要請資料は技術提案書作成以外の目的で使用してはならない。